

平成十六年政令第三百七十九号

不動産登記令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条、第二十二條、第二十五條第十三号、第二十六條及び第七十條第三項（これらの規定を同法第十六條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第百二十一条第一項の規定に基づき、不動産登記法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）の全部を改正する。この政令を制定する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 申請情報及び添付情報（第三条―第九條）

第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続（第十条―第十四條）

第四章 書面を提出する方法による登記申請の手続（第十五条―第十九條）

第五章 雑則（第二十条―第二十七條）

附則

第一章 総則（趣旨）

第一条 この政令は、不動産登記法（以下「法」という。）の規定による不動産についての登記に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 添付情報 登記の申請をする場合において、法第二十二條本文若しくは第六十一條の規定、次章の規定又はその他の法令の規定によりその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとされている情報をいう。

二 土地所在図 一筆の土地の所在を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

三 地積測量図 一筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

四 地役権図面 地役権設定の範囲が承役地の一部である場合における当該地役権設定の範囲を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

五 建物図面 一つの建物の位置を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

六 各階平面図 一つの建物の各階ごとの平面の形状を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

七 嘱託情報 法第十六條第一項に規定する登記の嘱託において、同条第二項において準用する法第十八條の規定により嘱託者が登記所に提供しなければならない情報をいう。

八 順位事項 法第五十九條第八号の規定により権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるものをいう。

第二章 申請情報及び添付情報（申請情報）

第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない法第十八條の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

一 申請人の氏名又は名称及び住所

二 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によつて登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五 登記の目的

六 登記原因及びその日付（所有権の保存の登記を申請する場合にあつては、法第七十四條第二項の規定により敷地権付き区分建物について申請するときに限る。）

七 土地の表示に関する登記又は土地についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

ロ 地番（土地の表題登記を申請する場合、法第七十四條第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない土地について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない土地について所有権の処分の制限の登記を嘱託する場合を除く。）

ハ 地目

二 地積 建物の表示に関する登記又は建物についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）

ロ 家屋番号（建物の表題登記（合体による登記等における合体後の建物についての表題登記を含む。）を申請する場合、法第七十四條第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない建物について所有権の制限の登記を嘱託する場合を除く。）

ハ 建物の種類、構造及び床面積

ニ 建物の名称があるときは、その名称

ホ 附属建物があるときは、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である附属建物にあつては、当該附属建物がある市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）

ヘ 建物又は附属建物が区分建物であるときは、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積（トに掲げる事項を申請情報の内容とする場合（ロに規定する場合を除く。）を除く。）

ト 建物又は附属建物がある場合であつて、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称

一棟の建物の名称があるときは、その名称

表題登記又は権利の保存、設定若しくは移転の登記（根質権、根抵当権及び信託の登記を除く。）を申請する場合において、表題部所有者又は登記名義人となる者が二人以上であるときは、当該表題部所有者又は登記名義人となる者ごとの持分

法第三十條の規定により表示に関する登記を申請するときは、申請人が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

申請人が登記権利者又は登記義務者（登記権利者及び登記義務者がいない場合にあつては、登記名義人）でないとき（第四号並びにロ及びハの場合を除く。）は、登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所

法第六十二條の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時にける住所

登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部

敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記（法第七十三條第三項ただし書に規定する登記を除く。）を申請するときは、次に掲げる事項

敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

敷地権の種類及び割合

申請人が法第二十二條に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、当該登記識別情報を提供することができない理由

前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

申請情報の作成及び提供

申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるときは、この限りでない。

（一の申請情報による登記の申請）

第五条 合体による登記等の申請は、一の申請情報によつてしなければならない。この場合において、法第四十九條第一項後段の規定により併

ては、登記名義人）でないとき（第四号並びにロ及びハの場合を除く。）は、登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所

法第六十二條の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時にける住所

登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部

敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記（法第七十三條第三項ただし書に規定する登記を除く。）を申請するときは、次に掲げる事項

敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

敷地権の種類及び割合

申請人が法第二十二條に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、当該登記識別情報を提供することができない理由

前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

申請情報の作成及び提供

申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるときは、この限りでない。

（一の申請情報による登記の申請）

第五条 合体による登記等の申請は、一の申請情報によつてしなければならない。この場合において、法第四十九條第一項後段の規定により併

せて所有権の登記の申請をするときは、これと当該合体による登記等の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

2 信託の登記の申請と当該信託に係る権利の保存、設定、移転又は変更の登記の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

3 法第四百四条第一項の規定による信託の登記の抹消の申請と信託財産に属する不動産に関する権利の移転の登記若しくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

4 法第四百四条の二第一項の規定による信託の登記の抹消及び信託の登記の申請と権利の変更の登記の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

（申請情報の一部の省略）

第六条 次の各号に掲げる規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産を識別するために必要な事項として法第二十七条第四号の法務省令で定めるもの（次項において「不動産識別事項」という。）を申請情報の内容としたときは、当該各号に定める事項を申請情報の内容とすることを要しない。

一 第三条第七号 同号に掲げる事項

二 第三条第八号 同号に掲げる事項

三 第三条第十一号（一）敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

2 第三条第十三号の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産識別事項を申請情報の内容としたときは、次に掲げる事項を申請情報の内容とすることを要しない。

一 別表の十三の項申請情報欄に掲げる当該所有権の登記がある建物の家屋番号

二 別表の十三の項申請情報欄（一）に掲げる当該合体前の建物の家屋番号

三 別表の十八の項申請情報欄に掲げる当該区分所有者が所有する建物の家屋番号

四 別表の十九の項申請情報欄イに掲げる当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

五 別表の三十五の項申請情報欄又は同表の三十六の項申請情報欄に掲げる当該要役地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該要役地の地番、地目及び地積

六 別表の四十二の項申請情報欄イ、同表の四十六の項申請情報欄イ、同表の四十九の項申請情報欄イ、同表の五十五の項申請情報欄イ又は同表の五十九の項申請情報欄イに掲げる他の登記所の管轄区域内にある不動産についての第三条第七号及び第八号に掲げる事項

七 別表の四十二の項申請情報欄ロ（一）、同表の四十六の項申請情報欄ハ（一）、同表の四十七の項申請情報欄ホ（一）、同表の四十九の項申請情報欄ハ（一）若しくはハ（一）、同表の五十六の項申請情報欄ニ（一）、同表の五十八の項申請情報欄ハ（一）若しくはハ（一）に掲げる当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番

八 別表の四十二の項申請情報欄ロ（二）、同表の四十六の項申請情報欄ホ（二）、同表の四十七の項申請情報欄ホ（二）若しくはハ（二）、同表の五十五の項申請情報欄ハ（二）、同表の五十六の項申請情報欄ニ（二）又は同表の五十八の項申請情報欄ハ（二）若しくはハ（二）に掲げる当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

（添付情報）

第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二 代理人によつて登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報

三 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、代位原因を証する情報

四 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報

イ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の（一）又は（二）に掲げる場合にあっては、当該（一）又は（二）に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の（一）又は（二）に掲げる場合を除く。）にあつては同表の添付情報欄に規定するところによる。

（一）法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの正本を含む。以下同じ。）

（二）法第八十条に規定する仮登記を命ずる処分があり、法第七十七条第一項の規定による仮登記を申請するとき 当該仮登記を命ずる処分の決定書の正本

ハ 登記原因については第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報

六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

2 前項第一号及び第二号の規定は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

3 次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

一 所有権の保存の登記を申請する場合（敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。）

二 法第十一号第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（保全仮登記とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登記の抹消を申請する場合

三 法第十一号第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

四 法第十三号の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等）

第八条 法第二十二号の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記

二 所有権の登記がある建物の合体による登記等

三 所有権の登記がある建物の合併の登記

四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

六 質権又は抵当権の順位の変更の登記

七 民法第三百九十八条の十四第一項ただし書（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の定め

八 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記

九 仮登記の登記名義人が単独で申請する仮登記の抹消

2 前項の登記のうち次の各号に掲げるもの申請については、当該各号に定める登記識別情報を提供すれば足りる。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記 当該合筆に係る土地のうちいずれか一筆の土地の所有権の登記名義人の登記識別情報

二 登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等 当該合体に係る建物のうちいずれか一つの建物の所有権の登記名義人の登記識別情報

三 所有権の保存の登記を申請する場合（敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。）

四 法第十一号第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（保全仮登記とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登記の抹消を申請する場合

五 法第十一号第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

六 法第十三号の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等）

第八条 法第二十二号の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記

二 所有権の登記がある建物の合体による登記等

三 所有権の登記がある建物の合併の登記

四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

六 質権又は抵当権の順位の変更の登記

七 民法第三百九十八条の十四第一項ただし書（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の定め

八 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記

九 仮登記の登記名義人が単独で申請する仮登記の抹消

2 前項の登記のうち次の各号に掲げるもの申請については、当該各号に定める登記識別情報を提供すれば足りる。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記 当該合筆に係る土地のうちいずれか一筆の土地の所有権の登記名義人の登記識別情報

二 登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等 当該合体に係る建物のうちいずれか一つの建物の所有権の登記名義人の登記識別情報

三 所有権の保存の登記を申請する場合（敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。）

四 法第十一号第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（保全仮登記とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登記の抹消を申請する場合

五 法第十一号第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

六 法第十三号の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等）

第八条 法第二十二号の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記

二 所有権の登記がある建物の合体による登記等

三 所有権の登記がある建物の合併の登記

四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

三 所有権の登記がある建物の合併の登記 当該合併に係る建物のうちいずれか一個の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報 (添付情報の一部の省略)

第九條 第七條第一項第六号の規定により申請情報と併せて住所を証する情報 (住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する情報を含む。以下この条において同じ。) を提供しなければならないものとされて法務省令で定められている情報は、同号の規定にかかわらず、その申請情報と併せて当該住所を証する情報を提供することを要しない。

第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続 (添付情報の提供方法)

第十條 電子情報処理組織を使用する方法 (法第十八條第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法は、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて添付情報を送信しなければならない。)

第十一條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書と併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 (平成十一年法律第二百二十六号) 第二條第一項に規定する登記情報の送信を同法第三條第二項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならない。

第十二條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請するときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請情報に電子署名 (電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年法律第二百二条) 第二條第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。) を行わなければならない。

第十三條 前條第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記の添付情報の特則

第十四條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、電子署名が行われている情報 (電子署名を含む) を添付情報として提出するときは、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

第十五條 書面を提出する方法 (法第十八條第二号の規定により申請情報を記載した書面 (法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。) を登記所に提出する方法をいう。) により登記を申請するときは、申請情報に記載した書面に添付情報を記載した書面 (添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあつては、法務省令で定めるところにより当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。) を添付して提出しなければならない。この場合において、第十二條第二項及び前條の規定は、添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について準用する。

第十六條 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に記名押印しなければならない。

第十七條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者 (委任による代理人を除く。) の印鑑に関する証明書 (住所地の市町村長 (特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次條第一項において同じ。) 又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。) を添付しなければならない。

第十八條 委任による代理人によつて登記を申請する場合には、申請人又はその代表者は、法務省令で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を記載した書面に記名押印しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

第十九條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者 (委任による代理人を除く。) の印鑑に関する証明書 (住所地の市町村長 (特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次條第一項において同じ。) 又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。) を添付しなければならない。

第二十條 法第二十五條第十三号の政令で定める登記すべきものではないときは、次のとおりとする。

一 申請が不動産以外のものについての登記を目的とするとき。
二 申請に係る登記をすることによつて表題部所有者又は登記名義人となる者 (別表の十二の項申請情報欄に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者を除く。) が権利能力を有しないとき。
三 申請が法第三十二條、第四十一條、第五十六條、第七十三條第二項若しくは第三項、第八十條第三項又は第九十二條の規定により登記することができないとき。
四 申請が一個の不動産の一部についての登記 (承役地についてその地役権の登記を除く。) を目的とするとき。
五 申請に係る登記の目的である権利が他の権利の全部又は一部を目的とする場合において、当該他の権利の全部又は一部が登記されていないとき。
六 同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされた場合 (法第十九條第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。) において、申請に係る登記の目的である権利が相互に矛盾するとき。
七 申請に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的である権利と矛盾するとき。
八 前各号に掲げるもののほか、申請に係る登記が民法その他の法令の規定により無効とされること申請情報若しくは添付情報又は登記記録から明らかであるとき。

第二十一條 法第二十一條第一項の政令で定める図面は、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図とする。

第二十二條 法第九十九條第一項の政令で定める図面は、筆界調査委員が作成した測量図その他の筆

治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次條第一項において同じ。) 又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。) を添付しなければならない。

第三項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

官庁又は公署が登記の嘱託をする場合における嘱託情報を記載した書面については、第二項の規定は、適用しない。

第十二條第一項及び第十四條の規定は、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により登記を申請する場合について準用する。

代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等

第十七條 第七條第一項第一号又は第二号に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

前項の規定は、官庁又は公署が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

第十八條 委任による代理人によつて登記を申請する場合には、申請人又はその代表者は、法務省令で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を記載した書面に記名押印しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

前項の場合において、代理人 (復代理人を含む) の権限を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者 (委任による代理人を除く。) の印鑑に関する証明書 (住所地の市町村長 (特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次條第一項において同じ。) 又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。) を添付しなければならない。

第十九條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者 (委任による代理人を除く。) の印鑑に関する証明書 (住所地の市町村長 (特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次條第一項において同じ。) 又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。) を添付しなければならない。

第五章 雜則

第二十條 法第二十五條第十三号の政令で定める登記すべきものではないときは、次のとおりとする。

一 申請が不動産以外のものについての登記を目的とするとき。
二 申請に係る登記をすることによつて表題部所有者又は登記名義人となる者 (別表の十二の項申請情報欄に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者を除く。) が権利能力を有しないとき。
三 申請が法第三十二條、第四十一條、第五十六條、第七十三條第二項若しくは第三項、第八十條第三項又は第九十二條の規定により登記することができないとき。
四 申請が一個の不動産の一部についての登記 (承役地についてその地役権の登記を除く。) を目的とするとき。
五 申請に係る登記の目的である権利が他の権利の全部又は一部を目的とする場合において、当該他の権利の全部又は一部が登記されていないとき。
六 同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされた場合 (法第十九條第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。) において、申請に係る登記の目的である権利が相互に矛盾するとき。
七 申請に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的である権利と矛盾するとき。
八 前各号に掲げるもののほか、申請に係る登記が民法その他の法令の規定により無効とされること申請情報若しくは添付情報又は登記記録から明らかであるとき。

第二十一條 法第二十一條第一項の政令で定める図面は、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図とする。

第二十二條 法第九十九條第一項の政令で定める図面は、筆界調査委員が作成した測量図その他の筆

界特定の手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面（法第四百三十三条第二項の図面を除く。）とする。

（登記識別情報に関する証明）

第二十二條 登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、登記識別情報が有効であることの証明その他の登記識別情報に関する証明を請求することができる。

2 法第十九条第三項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の証明に關し必要な事項は、法務省令で定める。

第二十三條 法第五百七十七條第二項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。

（意見書の提出等）

第二十四條 法第五百七十七條第二項の意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなればならない。

2 法第五百七十七條第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第二十五條 法第五百五十六條第一項の審査請求に關する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六條第二項中「法第二十九條第五項」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第五百七十七條第六項の規定により読み替へて適用する法第二十九條第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「不動産登記法第五百七十七條第二項に規定する意見書の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十四條第一項に規定する意見書の副本」とする。

（登記の嘱託）

第二十六條 この政令（第二条第七号を除く。）に規定する登記の申請に関する法の規定には当該規定を法第十六條第二項において準用する場合を含むものとし、この政令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

（法務省令への委任）

第二十七條 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に關し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

（経過措置）
第二条 第三章の規定は、法附則第六條第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

2 法附則第六條第一項の規定による指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についてはこの政令の規定の適用については、第三條第十二号中「登記識別情報を提供することができない」とあるのは「登記済証を提出することができない」と、第八條第二項中「登記識別情報を提供すれば」とあるのは「法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧法」という。）第六十條第一項若しくは第六十一條の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十條第一項又は第六十一條の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む。）又は法附則第六條第三項の規定により読み替へて適用される法第二十一條若しくは第七十七條第二項の規定により交付された登記済証（以下この項において「登記済証」と総称する。）を提出すれば」と、「登記名義人の登記識別情報」とあるのは「登記名義人の登記済証」とする。

3 法附則第六條第一項の規定による指定を受けた登記手続において、同項の規定による指定がされた後、法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧法」という。）第六十條第一項若しくは第六十一條の規定により還付され、若しくは交付された登記済証（法附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十條第一項又は第六十一條の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む。）又は法附則第六條第三項の規定により読み替へて適用される法第二十一條若しくは第七十七條第二項の規定により交付された登記済証を提出して登記の申請がされたときは、登記識別情報が提供

されたものとみなして、第八條第二項の規定を適用する。

第三条 この政令の施行の日が民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十二号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第七條第一項の規定の適用については、別表の二十六の項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四百八十八條第一項に規定する除権決定」とあるのは「公示催告手続ニ關スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第七百六十九條第一項に規定する除権判決」と、「非訟事件手続法第六十條第一項の規定により」とあるのは「公示催告手続ニ關スル法律第七百八十四條第一項の規定により」と、「宣言する除権決定」とあるのは「宣言する除権判決」とする。

（旧根抵当権の分割による権利の変更の登記の申請情報）

第四条 民法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十九号）附則第五條第一項の規定による分割による権利の変更の登記の申請においては、分割第一号から第八号まで、第十一号イ、ロ及びニ並びに第十二号に掲げる事項のほか、法第八十三條第一項第二号及び第三号並びに法第八十八條第二項第一号から第三号までに掲げる登記事項を申請情報の内容とする。

（添付情報の提供方法に関する特例）

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報（登記識別情報を除く。以下同じ。）が書面に記載されているときは、第十條及び第十二條第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる。

2 前項の規定により添付情報を提供する場合に、その旨をも法第十八條の申請情報の内容とする。

3 第十七條及び第十九條の規定は第一項の規定により添付情報を提供する場合について、第十八條の規定は同項の規定により委任による代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報を提供する場合について、それぞれ準用する。

4 第一項の規定により書面を提出する方法により当該登記原因を証する情報を提供するとき、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて当該書面に記載された情報を記録した

されたものとみなして、第八條第二項の規定を適用する。

（旧根抵当権の分割による権利の変更の登記の申請情報）

第四条 民法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十九号）附則第五條第一項の規定による分割による権利の変更の登記の申請においては、分割第一号から第八号まで、第十一号イ、ロ及びニ並びに第十二号に掲げる事項のほか、法第八十三條第一項第二号及び第三号並びに法第八十八條第二項第一号から第三号までに掲げる登記事項を申請情報の内容とする。

（添付情報の提供方法に関する特例）

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報（登記識別情報を除く。以下同じ。）が書面に記載されているときは、第十條及び第十二條第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる。

2 前項の規定により添付情報を提供する場合に、その旨をも法第十八條の申請情報の内容とする。

3 第十七條及び第十九條の規定は第一項の規定により添付情報を提供する場合について、第十八條の規定は同項の規定により委任による代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報を提供する場合について、それぞれ準用する。

4 第一項の規定により書面を提出する方法により当該登記原因を証する情報を提供するとき、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて当該書面に記載された情報を記録した

電磁的記録を提供しなければならない。この場合においては、第十二條第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一七年三月九日政令第三七号）
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月七日政令第三七号）
この政令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）
この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一月二七日政令第三九〇号）
この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月一日政令第一号）
（施行期日）
1 この政令は、平成二十年一月十五日（附則第三項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 この政令の規定は、不動産登記法（次項において「法」という。）附則第六條第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

3 施行日前に法附則第六條第一項の規定による指定がされている場合において、施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

附則（平成二二年一月二二日政令第四号）
この政令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附則（平成二三年七月二九日政令第二三七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（次項において

電磁的記録を提供しなければならない。この場合においては、第十二條第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一七年三月九日政令第三七号）
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月七日政令第三七号）
この政令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）
この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一月二七日政令第三九〇号）
この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月一日政令第一号）
（施行期日）
1 この政令は、平成二十年一月十五日（附則第三項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 この政令の規定は、不動産登記法（次項において「法」という。）附則第六條第一項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。

附則(平成二十四年七月十九日政令第一九七号)

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

附則(平成二十五年九月一三日政令第二七一号)

この政令は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行の日(平成二十五年九月二十五日)から施行する。

附則(平成二十七年一月三〇日政令第三〇号)抄

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則(平成二十七年七月一日政令第二六二号)

1 この政令は、平成二十七年十一月二日から施行する。ただし、第一条中不動産登記令別表の三十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にされた登記の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記令第七条第一項第一号及び第十七条第一項の規定、第二条の規定による改正後の船舶登記令第十三条第一項第一号及び第四号並びに第三条並びに第二十七条第一項第一号の規定、第三条の規定による改正後の農業用動産抵当登記令第十条第一号の規定、第四条の規定による改正後の建設機械登記令第八条第一項第一号の規定並びに第五条の規定による改正後の企業担保登記登録令第八条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成二十七年一月二六日政令第三九二号)抄

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政

令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附則(平成三〇年六月六日政令第一八三号)

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則(令和元年六月二八日政令第四四号)抄

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則(令和元年一月二三日政令第一八三号)抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則(令和二年三月二五日政令第五七号)

この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

別表(第三条、第七条関係)

Table with 3 columns: 項登記, 申請情報, 添付情報. It details registration items and required documents for various property types.

正の登記者となる者の情報

氏名又は名称口 当該表題部所有者及び住所並び者となる者の住所を当該表題部証する市町村長、登録者となる記官その他の公務員が二人以上が職務上作成した情報であるときは報(公務員が職務上当該表題部作成した情報がない者となる者場合にあつては、これに代わるべき情報)

八 表題部所有者の承諾を証する当該表題部所有者が作成した情報又は当該表題部所有者に對抗することができ裁判があつたことを証する情報

三 表題部所更正後の共有持分を更正することとなる他の共有者の承諾を証する当該他の共有者が作成した情報又は当該他の共有者に對抗することができ裁判があつたことを証する情報

四 土地の表示に関する登記

イ 土地所在図

ロ 地積測量図

ハ 表題部所有者となる者が所有権を有することを証する情報

ニ 表題部所有者となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)

五 土地目に関する変更後又は更正後の土地目

六 登記又は更正の登記又は更正の登記(十の項の登記を除く。)

七 法第三十更正後の当該八条に規定する登記事項(地目及び地積を除く。)に関する更正の登記

八 分筆後のイ 分筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 分筆後のイ 分筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

の登記又は更正の登記又は更正の登記(十の項の登記を除く。)

七 法第三十更正後の当該八条に規定する登記事項(地目及び地積を除く。)に関する更正の登記

八 分筆後のイ 分筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 分筆後のイ 分筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

イ 合筆後のイ 合筆後の土地の所在す地積測量図

ロ 地役権の登記が郡、町、区、村及びある承役地の分筆の登記並びに当該土地の地目において、地役権及び地積

(3) 存続登記二項ただし書の規約の目的となて定められてゐる権利
 二 存続登記ときは、当該規約がある建物の設定したことを証す所有権の登記の情報
 名義人が次に(3) 敷地権の目的掲げる者と同である土地が他の登一の者である記所の管轄区域内にときは、これあるときは、当該土らの者が同一地の登記事項証明書のもでないも、合体後の建物ののとみなした持分について存続登場合における記と同一の登記をす持分(二以上るときは、当該存続の存続登記が登記に係る権利の登ある場合にお記名義人が当該登記以上、当該二を承諾したことを証記の登記の目が作成した情報又は的、申請の受当該登記名義人に対付の年月日及抗することができるとび受付番号、裁判があつたことを登記原因及び証する情報
 その日付並びに(1)の存続登記に登記名義人係る権利が抵当証券がいずれも同の発行されてゐる抵一であるとき当権であるときは、の当該二以上当抵当証券の所持の存続登記の人若しくは裏書人が目的である所当該存続登記と同一有権の登記名の登記を承諾したこ義人に係る持とを証するこれらの分を除く。
 (1) 合体前はこれらの者に対抗の表題登記がすることができ裁ない他の建物判があつたことを証の所有者 する情報及び当該抵(2) 合体前当証券
 の表題登記が法第四十九条第ある他の建物一項後段の規定によ(所有権の登記併せて申請をする記がある建物所有権の登記があるを除く。)のときは、登記名義人表題部所有者となる者の住所を証(3) 合体前する市町村長、登記の所有権の登官その他の公務員が

| | |
|--|--|
| <p>四十 法第五十 一条第一は更正後の登市、区、郡、町、村、字及び土地の地四項まで口 当該変更番を更正し、又は更正するときは、変更の表題部地権に関する図面の変更のものであると口 床面積を更正登記又はきは、変更前し、又は更正すると法第五十又は更正前には、次に掲げる事項の規定に於ける次に掲項の更正土地の所在す(2) 床面積が増加の登記を市、区、するときは、床面積(十五)の項郡、町、村及び増加した部分につの登記を字並びに当いて表題部所有者又該土地の地は所有権の登記名義番、地目及び人が所有権を有することを証する情報 (2) 敷地権ハ 附属建物を新築の種類及び割したときは、変更後の(3) 敷地権 平面図面及び各階の登記原因及び物について表題部所有者又は所有権の登記名義人が所有権を有することを証する情報 二 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物について申請をするときは、当該建物の所有者を証する情報</p> | <p>五十 敷地権のイ 敷地権のイ 区分所有法第五くは消滅地の所在する定したにより敷を原因と市、区、郡、地権が生じたとき</p> |
|--|--|

する建物町、村及び字は、当該規約を設定の表題部並びに当該土地を証する情の更正
 敷地権のイ 敷地権のイ 区分所有法第五くは消滅地の所在する定したにより敷を原因と市、区、郡、地権が生じたとき

| | |
|---|--|
| <p>六十 建物の区分分割後、区又該分割後の建物の登記又は条第八号(口)に併の登記</p> | <p>あるときは、当該土地の登記事項証明書に当該分割後、区又該分割後の建物の図面及び各階平面図 (1) 敷地権の目的 (2) 敷地権 有法第五一条一項の規定により建物の敷地の登記原因及びその日付 (3) 敷地権 地となつた土地であるときは、同項の規約を設定したことを証する情報 (2) 敷地権が区分所有法第二十二條第二項ただし書の規約で定められてゐる割合によるものであるときは、当該規約を設定したことを証する情報 (3) 敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内に</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| 七 共有部分 の登記又 は団地共 用部分で ある旨の 登記があ る旨の登 記がある 建物の登 記 | あるときは、当該土地の登記事項証明書に当該建物の所有者を証する情報 |
| 八 共有部分 の登記 である旨 の登記 | 当該共有部分である建物が旨を定めた規約を設ける建物の建情報 当該建物の属したことを証する 物以外の一棟口 所有権以外の権 物の建物に属する登記がある 建物の区分るときは、当該権利 所有者の共用に関する登記に係る に供されるも権利の登記名義人 のであるとき(当該権利に関する は、当該区分登記が抵当権の登記 所有者が所有である場合におい する建物の家て、抵当証券が発行 屋番号 されているときは、 当該抵当証券の所持 人又は裏書人を含 む。)の承諾を証す る当該登記名義人が 作成した情報又は当 該登記名義人に対抗 することができると 判があったことを証 する情報 ハ ロの権利を目的 とする第三者の権利 に関する登記がある ときは、当該第三者 の承諾を証する当該 第三者が作成した情 報又は当該第三者に 対抗することができ る裁判があったこと を証する情報 ニ ロの権利に関す る登記に係る権利が |

| | |
|--------------------------------|---|
| 九 団地共用 部分であ る旨の登 記 | 抵当証券の発行され ている抵当権である ときは、当該抵当証 券 |
| 十 団地共用 部分であ る旨の登 記 | 当該共有部分である建物が旨を定めた規約を設ける建物の建情報 当該建物の属したことを証する 物以外の一棟口 所有権以外の権 物の建物に属する登記がある 建物の区分るときは、当該権利 所有者の共用に関する登記に係る に供されるも権利の登記名義人 のであるとき(当該権利に関する は、当該区分登記が抵当権の登記 所有者が所有である場合におい する建物の家て、抵当証券が発行 屋番号 されているときは、 当該抵当証券の所持 人又は裏書人を含 む。)の承諾を証す る当該登記名義人が 作成した情報又は当 該登記名義人に対抗 することができると 判があったことを証 する情報 ハ ロの権利を目的 とする第三者の権利 に関する登記がある ときは、当該第三者 の承諾を証する当該 第三者が作成した情 報又は当該第三者に 対抗することができ る裁判があったこと を証する情報 ニ ロの権利に関す る登記に係る権利が |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 二 登記 は更正 の登記又 は更正 の登記 | 有法第五条第一項の 規定により建物の敷 地となった土地であ るときは、同項の規 約を設定したことを 証する情報 (2) 敷地権が区分 所有法第二十二条第 二項ただし書の規約 で定められている割 合によるものである ときは、当該規約を 設定したことを証す る情報 (3) 敷地権の目的 である土地が他の登 記所の管轄区域内に あるときは、当該土 地の登記事項証明書 の登記に関する事項 に代わるべき情報 |
| 二 登記 は更正 の登記又 は更正 の登記 | 有法第五条第一項の 規定により建物の敷 地となった土地であ るときは、同項の規 約を設定したことを 証する情報 (2) 敷地権が区分 所有法第二十二条第 二項ただし書の規約 で定められている割 合によるものである ときは、当該規約を 設定したことを証す る情報 (3) 敷地権の目的 である土地が他の登 記所の管轄区域内に あるときは、当該土 地の登記事項証明書 の登記に関する事項 に代わるべき情報 |

| | |
|---|--|
| 二 法第六十 三条第二 項に規定 する相続 又は法人 の合併に よる権利 の移転の 登記 | 相続又は法人の合併 を証する市町村長、 登記官その他の公務 員が職務上作成した 情報(公務員が職務 上作成した情報がな い場合にあつては、 これに代わるべき情 報)及びその他の登 記原因を証する情報 当該登記名義人の氏 名若しくは名称又は 住所については変更 又は錯誤若しくは遺 漏があつたことを証 する市町村長、登記官 その他の公務員が職 務上作成した情報 (公務員が職務上作 成した情報がな い場合にあつては、こ れに代わるべき情報) |
| 二 法第六十 三条第二 項に規定 する相続 又は法人 の合併に よる権利 の移転の 登記 | 相続又は法人の合併 を証する市町村長、 登記官その他の公務 員が職務上作成した 情報(公務員が職務 上作成した情報がな い場合にあつては、 これに代わるべき情 報)及びその他の登 記原因を証する情報 当該登記名義人の氏 名若しくは名称又は 住所については変更 又は錯誤若しくは遺 漏があつたことを証 する市町村長、登記官 その他の公務員が職 務上作成した情報 (公務員が職務上作 成した情報がな い場合にあつては、こ れに代わるべき情報) |

| | | |
|--|---|--|
| <p>ける債務は名称又は住所 若しくは住所又は 住所についての変更 更の登記又は更正 の登記 (法第六十 四條第二 項の規定 により債 務者が単 独で申請 するもの に限る。)</p> | <p>二 権利の変更後又は更正の登記正後の登記事項 五 又は更正の登記 の登記 (二十四の 項及び三 十六の項 の登記を 除く。)</p> | <p>あつたことを証する 市町村長、登記官そ の他の公務員が職務 上作成した情報(公 務員が職務上作成し た情報がない場合に あつては、これに代 わるべき情報)</p> |
|--|---|--|

| | | |
|---|---|---|
| <p>イ 法第六十九條の 規定により登記権利 者が単独で申請する ときは、人の死亡又 は法人の解散を証す る市町村長、登記官 その他の公務員が職 務上作成した情報</p> | <p>二 権利に關 する登記 の抹消 (二十七の 項及び七 十の項の 登記を除 く。)</p> | <p>ロ 法第七十條第二 項の規定により登記 権利者が単独で申請 するときは、非訟事 件手続法(平成二十 三年法律第五十一 号)第六十條第一項 に規定する除権決定 があつたことを証す る情報</p> |
|---|---|---|

| | | |
|---|--|--|
| <p>ロ 法第七十條第二 項の規定により登記 権利者が単独で申請 するときは、非訟事 件手続法(平成二十 三年法律第五十一 号)第六十條第一項 に規定する除権決定 があつたことを証す る情報</p> | <p>ハ 法第七十條第三 項前段の規定により 登記権利者が単独で 先取特権、質権又は 抵当権に關する登記 の抹消を申請すると きは、次に掲げる情 報</p> | <p>(1) 債権証書並び に被担保債権及び最 後の二年分の利息そ の他の定期金(債務 不履行により生じた 損害を含む。)の完 全な弁済があつたこ とを証する情報 (2) 登記義務者の 所在が知れないこと を証する情報 二 法第七十條第三 項後段の規定により 登記権利者が単独で 先取特権、質権又は 抵当権に關する登記 の抹消を申請すると きは、次に掲げる情 報 (1) 被担保債権の 弁済期を証する情報</p> |
|---|--|--|

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| <p>二 抹消され回復する登記事項 七 回復</p> | <p>八 所有権に關する登記 二 所有権の登記 イ 申請人が表題部所有者の 相続人その他の一般 承継人が申請すると きは、相続その他の 一般承継による承継 の情報を(市町村長、 登記官その他の公務 員が職務上作成した 情報)を有する第三 者が作成した情報(公 務員が職務上作成し た情報)を含むもの に限る。 ロ 法第七十條第二 項の規定により登記 権利者が単独で申請 するときは、次に掲 げる情報を有する第 三者が作成した情報 (公務員が職務上作成 した情報)を含むもの に限る。 ハ 法第七十條第三 項前段の規定により 登記権利者が単独で 先取特権、質権又は 抵当権に關する登記 の抹消を申請すると きは、次に掲げる情 報</p> | <p>決定があつたことを 証する情報 イ 登記原因を証す る情報 ロ 登記上の利害関 係を有する第三者 (当該登記の回復に つき利害関係を有す る抵当証券の所持人 又は裏書人を含む。) があるときは、当該 第三者の承諾を証す る当該第三者が作成 した情報又は当該第 三者に對抗すること ができる裁判があつ たことを証する情報 ハ ロの第三者が抵 当証券の所持人又は 裏書人であるとき は、当該抵当証券</p> |
|--------------------------------|---|--|

| | | | | |
|--|---|--|---|---|
| <p>郡、町、村及者が申請するとき び字並びに当は、取用によって所 該土地の地有権を取得したこと 番、地目及びを証する情報(収用 地積の裁決が効力を失つ (2) 敷地権でないことを証す の種類及び割合の情報を含むもの 合(限る。)</p> | <p>二 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わらるべき情報)</p> | <p>ホ 法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない土地について申請するとき は、当該土地について土地所在図及び地積測量図 ハ 法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について申請するとき は、当該建物についての建物図面及び各階平面図 ト へに規定する場合(当該表題登記がない建物が区分建物である場合に限る。)</p> | <p>九 二 記(法第二項の規定 七十四條申請する旨</p> | <p>法第二十二條第一項ただし書の規約にお</p> |
| <p>ける別段の定めがあることその他の事由により当該所有権、地上権又は賃借権が当該区分建物の敷地権とならないときは、当該事由を証する情報 チ へに規定する場合において、当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、次に掲げる情報 (一) 敷地権の目的である土地が区分所有法第五条第一項の規定により建物の敷地となつた土地であるときは、同項の規定を設したことを証する情報 (二) 敷地権が区分所有法第二十二條第二項ただし書の規約で定められている割合によるものであるときは、当該規約を設したことを証する情報 (三) 敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書に、当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、申請人が表題部所有者から当該区分建物の所有権を取得したことを証する表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人が作成した情報 ロ 建物が敷地権付き区分建物であると</p> | <p>るのに 限る。)</p> | <p>三 表題登記 一 地積測量図</p> | <p>三 表題登記 一 地積測量図</p> | <p>請求するも 取得し 所有者が 所有権 第二項の 規定によ り表題部 所有者が 所有権 を取得し た者が申 請するも</p> |
| <p>きは、登記原因を証する情報及び敷地権の登記名義人の承諾を証する当該登記名義人が作成した情報ハ 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わらるべき情報)</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わらるべき情報)</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 当該土地についての土地所在図及び地積測量図</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 当該表題登記がない建物があるときは、当該表題登記がない建物についての建物図面及び各階平面図 ハ 当該表題登記がない建物が区分建物である場合において、当該区分建物の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字に、当該区分建物が属する一棟の建物の並びに当該土地の地番、地目及び地積の敷地権の登記名義人が当該区分建物</p> | <p>種類型及び割合</p> |
| <p>の所有者であり、かつ、区分所有法第二十二條第一項ただし書の規約における別段の定めがあることその他の事由により当該所有権、地上権又は賃借権が当該区分建物の敷地権とならないときは、当該事由を証する情報 ニ 当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、次に掲げる情報 (一) 敷地権の目的である土地が区分所有法第五条第一項の規定により建物の敷地となつた土地であるときは、同項の規定を設したことを証する情報 (二) 敷地権が区分所有法第二十二條第二項ただし書の規約で定められている割合によるものであるときは、当該規約を設したことを証する情報 (三) 敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、当該土地の登記事項証明書に、当該表題登記がない建物が敷地権のある区分建物であるときは、申請人が表題部所有者から当該区分建物の所有権を取得したことを証する表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人が作成した情報 ロ 建物が敷地権付き区分建物であると</p> | <p>イ 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條前段の定めがある地上権の設定にあっては、同条後段の書面及びその他の登記原因を証する情報(登記原因を証する情報とし</p> | <p>イ 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條前段の定めがある地上権の設定にあっては、同条後段の書面及びその他の登記原因を証する情報(登記原因を証する情報とし</p> | <p>三 地上権の登記事項 十 登記事項</p> | <p>用益権に関する登記</p> |

| | |
|--|--|
| <p>四 賃借権の登記</p> | <p>三 賃借物の法第八十一条の登記事項</p> |
| <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 賃貸人が賃借権の譲渡を承諾したことを証する当該賃貸人が作成した情報又は借地借家法第十九条第一項前段若しくは第二十条第一項前段若しくは大規模な災害の被災地における</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 賃貸人が賃借物の転貸を承諾したことを証する当該賃貸人が作成した情報又は借地借家法第十九条第一項前段若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第一項前段に規定する承諾に代わる許可があったことを証する情報（賃借物の転貸を許す旨の定めのある登記があるときを除く。）</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>四 配偶者居住権の登記</p> | <p>四 探石権の登記</p> | <p>一 設定の登記事項</p> | <p>四 先取特権イの登記事項</p> |
| <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする</p> |

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <p>三十四 取工事の権利（同項第一号に掲げる債権額は工</p> | <p>三十四 取工事の権利（同項第一号に掲げる債権額は工</p> |
| <p>取工事の権利（同項第一号に掲げる債権額は工</p> | <p>取工事の権利（同項第一号に掲げる債権額は工</p> |

| | |
|---|---|
| <p>物であるとき</p> | <p>積 新築する建物に附属するものとき、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物となる附属物は、当該附属物が属する一棟の建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積新築する建物又は附属建物であるとき</p> |
| <p>積 新築する建物に附属するものとき、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物となる附属物は、当該附属物が属する一棟の建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積新築する建物又は附属建物であるとき</p> | <p>積 新築する建物に附属するものとき、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物となる附属物は、当該附属物が属する一棟の建物の所在することとなる市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積新築する建物又は附属建物であるとき</p> |

保存の登記

| | | |
|--|--|-------------------------------------|
| <p>九十四 民法第三十 六条第一項第一号を除く。同根質権の設定の登 記は、法務省令で定める事項</p> | <p>四 債権の譲渡又は代位弁済の目録 は、法務省令で定める事項</p> | <p>四 債権の譲渡又は代位弁済の目録は、法務省令で定める事項</p> |
|--|--|-------------------------------------|

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| <p>九十四 民法第三十 六条第一項第一号を除く。同根質権の設定の登 記は、法務省令で定める事項</p> | <p>四 債権の譲渡又は代位弁済の目録は、法務省令で定める事項</p> | <p>場 合 の 登 記 第三号第七号の登記及び 及び第八号に同条の登記を申請す る事項（前項の登記に他の登記所 を含む。） 法第九十の管轄区域内にある 五号に掲げる各不動産に関するもの 号に掲げる登記は、当該 事項 ハ一又は二 以上の不動産 に関する権利 を目的とする 質権（根質権 を除く。）の 設定の登記を した後、同一 の債権の担保 として他の一 又は二以上の 不動産に関する 権利を目的 とする質権 （根質権を除 く。）の処分の 登記を申請 するときは、 前の登記に係 る次に掲げる 事項（申請を 受ける登記所 に当該前の登 記に係る共同 担保目録があ る場合には、 法務省令で定 める事項） （一）土地に あつては、当 該土地の所在 する市、区、 郡、町、村及 び字並びに当 該土地の地番 （二）建物に あつては、当 該建物の所在 する市、区、</p> |
|--|-------------------------------------|--|

| | | |
|--|-------------------------------------|---|
| <p>九十四 民法第三十 六条第一項第一号を除く。同根質権の設定の登 記は、法務省令で定める事項</p> | <p>四 債権の譲渡又は代位弁済の目録は、法務省令で定める事項</p> | <p>郡、町、村、 字及び土地の 地番並びに当 該建物の家屋 番号 （三）順位事 項 二 根質権の 処分の登記に あつては、法 第九十五条第 二項において 準用する法第 八十八條第二 項各号に掲げ る登記事項 ホ 民法第三 百六十一條に おいて準用す る同法第三百 九十八條第十 六の登記にあ つては、同条 の登記である 旨 ヘ 一の不動 産に関する権 利を目的とし る根質権の設 定の登記又は 二以上の不動 産に関する権 利を目的とし る根質権の設 定の登記（民 法第三百六十 一条において 準用する同法 第三百九十八 條の十六の登 記をしたもの に限る。）を した後、同一 の債権の担保 として他の一 又は二以上の 不動産に関する</p> |
|--|-------------------------------------|---|

| | | |
|---|---|---|
| <p>十五 民法第三 百六十一條に おいて準用す る同法第九十 三条の規定に よる登記（根 質権の第一号 を除く。）を した後、同一 の債権の担保 として他の一 又は二以上の 不動産に関する</p> | <p>十五 民法第三 百六十一條に おいて準用す る同法第九十 三条の規定に よる登記（根 質権の第一号 を除く。）を した後、同一 の債権の担保 として他の一 又は二以上の 不動産に関する</p> | <p>る権利を目的 とする根質権 の処分の登記 及び同条の登 記を申請する ときは、前の 登記に係る次 に掲げる事項 （一）土地に あつては、当 該土地の所在 する市、区、 郡、町、村及 び字並びに当 該土地の地番 （二）建物に あつては、当 該建物の所在 する市、区、 郡、町、村、 字及び土地の 地番並びに当 該建物の家屋 番号 （三）順位事 項 （四）申請を 受ける登記所 に共同担保目 録があるとき は、法務省令 で定める事項</p> |
|---|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>事項（同項第四号に掲げる登記事項であつて、他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものは、当該不動産についての第三条第七号及び第八号に掲げる事項を含む。）</p> <p>ハ 法第九十条第一項各号に掲げる登記事項</p> <p>ニ 根質権の登記にあつては、法第九十条第二項において準用する法第八十八条第二項各号に掲げる登記事項</p> | <p>五 民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> <p>一 民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> <p>二 民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> <p>三 民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> <p>四 民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> <p>五 民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>六十一条において準用する同法第三百七十条ただし書の別段の定め又は担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登記されておるときは、その定めは、分割前の根質権に関する共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p> <p>民法第三百六十一条において準用する同法第九十条第二項の規定による請求をしたことを証する情報</p> | <p>二十五 民法第三十一条の根質権の登記にあつては、法第九十条第二項において準用する法第九十条第二項各号に掲げる登記事項</p> <p>民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十九条第二項（同法第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第五十五条（同法の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する情報</p> <p>民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> | <p>三十五 民法第三十一条の根質権の登記にあつては、法第九十条第二項において準用する法第九十条第二項各号に掲げる登記事項</p> <p>民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>民法第九十条第一項各号に掲げる登記事項（同項第四号に掲げる登記事項であつて、他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものは、当該不動産についての第三条第七号及び第八号に掲げる事項を含む。）</p> <p>民法第九十条第一項各号に掲げる登記事項</p> | <p>五 民法第三十一条の根質権の登記原因を証する情</p> <p>民法第九十条第一項各号に掲げる登記事項</p> <p>民法第九十条第一項各号に掲げる登記事項</p> |
|---|--|

| | |
|--------------------|--------------------|
| <p>五根抵当権の三項各情報</p> | <p>五根抵当権の三項各情報</p> |
| <p>六登記</p> | <p>六登記</p> |

は二以上の不登記所の管轄区域内に不動産に関するものがあるときは、法務省令（民法第三百九十八条の十六の登記をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする根抵当権の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項（一）土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号（二）建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号（三）順位事項

| | |
|----------------------|----------------------|
| <p>五根抵当権の三項各情報</p> | <p>五根抵当権の三項各情報</p> |
| <p>七部譲渡又は代位弁済の目録</p> | <p>七部譲渡又は代位弁済の目録</p> |

は、法務省令で定める事項

（一）土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号（二）建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号（三）順位事項

掲げる登記事項
 民法第三
 百九十八條の
 十六の登記に
 あつては、同
 條の登記であ
 る旨
 へ一の不動
 産に関する権
 利を目的とす
 る根抵当権の
 設定の登記又
 は二以上の不
 動産に関する
 権利を目的と
 する根抵当権
 の設定の登記
 (民法第三百
 九十八條の十
 六の登記をし
 たものに限
 る。)をした
 後、同一の債
 権の担保とし
 て他の一又は
 二以上の不動
 産に関する権
 利を目的とす
 る根抵当権の
 処分の登記及
 び同條の登記
 を申請すると
 きは、前の登
 記に係る次に
 掲げる事項
 (一) 土地に
 あつては、当
 該土地の所在
 する市、区、
 郡、町、村及
 び字並びに当
 該土地の地番
 (二) 建物に
 あつては、当
 該建物の所在
 する市、区、

五
 民法第三
 百九十三
 條の規定
 による代
 位の登記
 群、町、村、
 字及び土地の
 地番並びに当
 該建物の家屋
 番号
 (三) 順位事
 項
 (四) 申請を
 受ける登記所
 に共同担保目
 録があるとき
 は、法務省令
 で定める事項
 伊 先順位の
 抵当権者が弁
 済を受けた不
 動産に関する
 権利、当該不
 動産の代価及
 び当該弁済を
 受けた額
 口 法第八十
 三條第一項各
 号(根抵当権
 の登記にあつ
 ては、同項第
 一をを除く。)に
 掲げる登記
 事項(同項第
 四号に掲げる
 登記事項であ
 つて、他の登
 記所の管轄区
 域内にある不
 動産に関する
 ものがあつて
 きは、当該不
 動産について
 の第三條第七
 号及び第八号
 に掲げる事項
 を含む)
 ハ 抵当権
 (根抵当権を
 除く。)の登
 記にあつて
 は、法第八十

六
 民法第三
 百九十八
 條の十二に
 係る申請の
 第二項の受
 付の年月日
 規定により
 及び受付番
 号並びに登
 記原
 因及びその
 日
 権を分割因
 及びその日
 して譲り付
 渡す場合の
 登記
 根抵当権の
 債務者の氏
 名及び住所
 並びに担保
 すべき債権
 の
 範囲
 ハ 分割後
 の
 各根抵当
 権の
 極度額
 ニ 分割前
 の
 根抵当権
 につ
 いて民法第
 三
 百七十條
 第三
 項の別段
 の
 定め又は担
 保
 すべき元
 本の
 確定すべき
 期
 日の定めが
 登
 記
 されてい
 る
 ときは、そ
 の
 定め
 ホ 分割前
 の
 根抵当権
 に関
 する共同担
 保
 目録がある
 ときは、法
 務省
 令で定める
 事
 項
 八
 條第一項各
 号に掲げる登
 記事項
 ニ 根抵当
 権
 の
 登記にあつ
 ては、法第八
 十八條第二
 項
 各号に掲げ
 る
 登記事項
 根抵当権
 登記原因を
 証する情

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>六 民法第三 百九十八 條の十二に 係る申請の 第二項の受 付の年月日 規定により 及び受付番 号並びに登 記原 因及びその 日 権を分割因 及びその日 して譲り付 渡す場合の 登記 根抵当権の 債務者の氏 名及び住所 並びに担保 すべき債権 の 範囲 ハ 分割後 の 各根抵当 権の 極度額 ニ 分割前 の 根抵当権 につ いて民法第 三 百七十條 第三 項の別段 の 定め又は担 保 すべき元 本の 確定すべき 期 日の定めが 登 記 されてい る ときは、そ の 定め ホ 分割前 の 根抵当権 に関 する共同担 保 目録がある ときは、法 務省 令で定める 事 項</p> | <p>二十六 民法第三 百九十八 條の第二十 三號の規 定により 根抵当 権 の 担保す べき元 本 が確定し た場合 の 登記(法 第九十三 條の規定 により登 記名義 人が単 独で 申請す るもの に限 る)</p> | <p>三十六 民法第三 百九十八 條の第二十 三號の規 定により 根抵当 権 の 担保す べき元 本 が確定し た場合 の 登記(法 第九十三 條の規定 により登 記名義 人が単 独で 申請す るもの に限 る)</p> | <p>民法第三 百九十八 條の十九 條第二項 の規定に よる根 抵当 権の担保 すべき元 本が確定 した場合 の登記 (法第九 十三條の 規定によ り登記名 義人が単 独で申請 するもの に限る。) 民事執行 法第四十 九條第二 項(同法 第九十八 條において 準用する 場合を含む)の規定 による催 告又は 国税徴収 法第五十 五條(同 條の例に よる場合 を含む)の 規定によ る通知を 受けたこ とを証す る情報</p> |
|--|---|---|---|

| | | |
|--|--|---|
| <p>べき元本が確定した場合の登記（法第九十三条の規定により登記名義人が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>六 買戻しの登記 十 特約の登記 四 記</p> <p>買主が支払った代金（民法第五百七十九條の別段の場合にあつては、その合意により定められた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め</p> | <p>六十 信託の登記</p> <p>イ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託にあつては、同法第四條第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ イに規定する信託以外の信託にあつては、登記原因を証する情報 ハ 信託目録に記録すべき情報</p> |
| <p>六十 信託財産に属する不動産に受託するものの変更に係る権利の移転の登記（法第九十條第一項の規定により新たに選任された受託者が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>六十 信託財産に属する不動産に受託するものの変更に係る権利の移転の登記（法第九十條第一項の規定により新たに選任された受託者が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>法第九十條第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報及び新たに受託者が選任されたことを証する情報</p> <p>イ 法第九十七條第一項第二号の定めのある信託の信託財産に属する不動産について権利の変更に係る登記を申請する場合において、申請人が受託者であるときは、次に掲げる情報 （一） 当該受託者が受託者が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券</p> |
| <p>(2) 当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七條の第二項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第二百二十七條の第二項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百二十七條の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報 (3) 当該受益者が信託法第八十五條第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第八十七條第一項の書面又は電磁的記録ハ 信託の併合又は分割による権利の変更の登記を申請するときは、次に掲げる情報 (1) 信託の併合又は分割をしても従前の信託又は信託法第一百五十五條第一項第六号に規定する分割信託若しくは同号に規定する承継信託の同法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、これを証する情報 (2) (1)に規定する場合以外の場合においては、受託者において信託法第百</p> | <p>六十 信託財産に属する不動産に受託するものの変更に係る権利の移転の登記（法第九十條第一項の規定により新たに選任された受託者が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>五十二條第二項、第五百二十六條第二項又は第五百六十條第二項の規定による公告及び催告（同法第五百五十二條第三項、第五百五十六條第三項又は第五百六十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は同法第五百五十二條第三項第二号に規定する電子公告によつてした法人である受託者にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該信託の併合若しくは分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する情報</p> <p>信託法第四條第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報</p> <p>法第九十條第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証す</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>一部の受託者の任務の終了による権利の変更（法第百条第二項の規定による他の受託者が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>仮登記の六八の承諾がある場合における法第百七条第一項の規定による仮登記</p> | <p>六九の承諾がある場合における法第百七条第一項の規定による仮登記</p> |
| <p>る市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報</p> | <p>イ 登記原因を証する情報 ロ 仮登記の登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報</p> | <p>イ 登記上の利害関係を有する第三者（本登記につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。）があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第十八条本文の規定により当該承諾に代えることができる同条本文に規定する差押えをしたこと及び清算金を供託したことを証する情報を含む。）又は当該第三者に対抗することが</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>七 仮登記の抹消（法第百十条後段の規定により仮登記の登記上の利害関係人が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>七 仮登記の抹消（法第百十条後段の規定により仮登記の登記上の利害関係人が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>七 仮登記の抹消（法第百十条後段の規定により仮登記の登記上の利害関係人が単独で申請するものに限る。）</p> |
| <p>あつたことを証する情報 ロ イの第三者が抵当証券の所持人又は裏書人であるときは、当該抵当証券は、当該抵当証券を証する情報 イ 登記原因を証する情報 ロ 仮登記の登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができるとを証する情報</p> | <p>あつたことを証する情報 ロ イの第三者が抵当証券の所持人又は裏書人であるときは、当該抵当証券を証する情報 イ 登記原因を証する情報 ロ 仮登記の登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができるとを証する情報</p> | <p>あつたことを証する情報 ロ イの第三者が抵当証券の所持人又は裏書人であるときは、当該抵当証券を証する情報 イ 登記原因を証する情報 ロ 仮登記の登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができるとを証する情報</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>七 保全仮登記（法第百十条に記した処分禁止の登記の後抹消されるものに限る。）</p> | <p>七 保全仮登記（法第百十条に記した処分禁止の登記の後抹消されるものに限る。）</p> | <p>七 保全仮登記（法第百十条に記した処分禁止の登記の後抹消されるものに限る。）</p> |
| <p>規定により仮処分が単独で申請するものに限る。</p> | <p>規定により仮処分が単独で申請するものに限る。</p> | <p>規定により仮処分が単独で申請するものに限る。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>七 不動産に関する権利の消滅の登記</p> | <p>七 不動産に関する権利の消滅の登記</p> | <p>七 不動産に関する権利の消滅の登記</p> |
| <p>ればならないは、この項の申請情報に規定する権利が消滅し、又は同欄の差押え若しくは仮差押え若しくは処分が失効したことは仮処分に関する情報を証する情報</p> | <p>ればならないは、この項の申請情報に規定する権利が消滅し、又は同欄の差押え若しくは仮差押え若しくは処分が失効したことは仮処分に関する情報を証する情報</p> | <p>ればならないは、この項の申請情報に規定する権利が消滅し、又は同欄の差押え若しくは仮差押え若しくは処分が失効したことは仮処分に関する情報を証する情報</p> |